

JPCA NEWS

vol. 28
June 2021

公益社団法人日本写真家協会(JPS)
公益社団法人日本広告写真家協会(APA)
一般社団法人日本写真文化協会(文協)
日本肖像写真家協会(日肖像)
一般社団法人日本写真作家協会(JPA)
全日本写真連盟(全日写連)
一般社団法人日本スポーツプレス協会(AJPS)
一般社団法人日本自然科学写真協会(SSP)
日本風景写真協会(JNP)
公益社団法人日本写真協会(PSJ)
一般社団法人日本スポーツ写真協会(ANSP)

会員団体



「勝利にむかって / パラスポーツ」 photo:水谷章人 HJPI321210019008

CONTENTS

LATEST NEWS / 最新ニュース	航空法一部改正「ドローン操縦ライセンス創設」について	p2
	「JPCA教育利用写真アーカイブ」の公開	p3
SPECIAL REPORT / スペシャルレポート	著作権の学校教育(4): 実践的で役立つ著作権教育	p6
COPYRIGHT / 著作権入門	著作権って何?	p10
QUESTION / ANSWER / 一問一答	「私的利用」と「公表」について	p11
GALLERY / ギャラリー	亀山 仁	p4
	松本仁成	p5
	斎藤利江	p8
	志村 勉	p9

航空法一部改正 「ドローン操縦ライセンス創設」について

2021年3月9日、政府は航空法の一部改正を決め、国会に提出した。ドローンなどの無人航空機の「有人地帯上空での補助者なし目視外飛行」(レベル4飛行)を実現するための制度整備等を主な内容とする「航空法等の一部を改正する法律案」だ。地上に第3者がいる上空で、しかも操縦者から機体が見えない空間をドローンが飛行できるようになる。



photo:天神木健一郎 HJPI320110002835

閣議後の記者会見で「政府目標である2022年度を目途に、いわゆる「レベル4」を実現するため、機体の認証制度や操縦ライセンス制度等を設けることを主な内容とする。空飛ぶクルマに関しても、2023年の事業開始を目途に、機体の安全基準、操縦者の技能証明、運航の安全基準など制度の方向性について、議論を進めている」と赤羽国土交通大臣が報告を行なった。

そして、質疑を受けて「都市部上空での荷物配送など無人航空機の更なる利活用を目指している。このため、無人航空機の飛行の安全を厳格に担保しつつ、ドローンの利活用の拡大が図られるよう、機体認証を受けた機体を、操縦ライセンスを有する者が操縦する場合に、国の許可・承認を受けた上でレベル4飛行を可能とするなどの仕組みを設ける」と述べた。

飛行のレベルは、どこをどのように飛ばすかで異なってくる。「無人地帯」であるのか「有人地帯」なのか、そして、操縦によって飛行させるのか、自動・自律飛行なのかの違いによる。

レベル1 — 無人地帯・有人地帯／目視内手動操縦飛行(飛んでいるドローンを見ながら操縦する。空撮や橋梁点検など)

レベル2 — 無人地帯・有人地帯／目視内の自動・自律操縦飛行(農薬散布、土木測量など)

レベル3 — 無人地帯／目視外の自動・自律飛行(福島県において郵便局間の輸送が行われた)

レベル4 — 有人地帯／補助者なしでの目視外の自動・自律飛行

「レベル4」飛行の実現等を目指す背景としては、成長戦略実行計画(令和元年6月21日)において、2022年度を目途に、実現することが政府目標として明記されていた。

今回の改正の概要は以下の通りとなっている。機体の安全性を認証する制度(機体認証制度)及び操縦者の技能を証明する制度(技能証明制度)を創設する。この制度は、機体の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準に適合するかどうかを設計、製造過程及び現状について検査し、認証するシステムである。技能証明制度とは免許のことであり、新たに創設される。16歳以上が受験でき、合格すれば、一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士の2種の免許を取得できる(3年更新)。

「ドローン操縦ライセンス」は自動車運転免許に近いイメージだが、今回の航空法一部改正は、写真家にとっては新しい表現の可能性に繋げることができるのだろうか。

記: 酒井憲太郎

酒井 憲太郎(さかい けんたろう)

1970年 埼玉大学教養学部卒業後、朝日新聞社入社(写真記者)

1999~ 2002年 全日本写真連盟事務局長

2004年~ 日本写真著作権協会(JPCA) 監事

2006年 写真展「謔sunヨサイコイin高知」開催

2007年 中国・平遥国際撮影大展出演

公益社団法人日本写真家協会(JPS) 会員

公益社団法人日本写真協会(PSJ) 会員

全日本写真連盟関東本部委員



photo:棚井文雄 HJPI320610000334

授業に利用できる 「JPCA教育利用写真アーカイブ」の公開

日本写真著作権協会(JPCA)の「JPCA教育利用写真アーカイブ」が、いよいよ本年度公開される。

このアーカイブは、昨年4月に無償で開始された「授業目的公衆送信補償金制度」が本年4月から有償化され、この制度に基づいてICT(情報通信技術)を利用した新しい授業をより円滑に進められるようにJPCAが準備してきたものである。

2020年度に小学校から始まった新学習指導要綱では、PC利用などのICTを活用した新しい授業の促進が謳われている。これを補完するために2018年の著作権法改正では、教育現場でデジタルデータ利用や送信がしやすいように権利制限が拡大された。この権利制限の拡大によって生ずる著作権者の不利益を補償するのが、授業目的公衆送信補償金制度である。当初、この制度は2021年4月開始予定だった。しかし新型コロナウイルス感染防止対策でインターネットを介した遠隔授業などが広まったことから、教育現場の要望もあり、1年前倒しで2020年4月から特別な措置として無償で開始され、本年4月からは有償化となった。

改正著作権法により学校教育の現場では授業などで写真をかなり広範囲に利用できるようになる一方、インターネットを通して著作権情報の不明な写真を複製し利用してしまう危険性も増えた。これを回避し、学校教育の

現場で安心して使える写真を提供することを目的に構築されたのが「JPCA教育利用写真アーカイブ」である。

このアーカイブは、日本写真保存センター、JPCAのE-Photoが保有している写真、そしてJPCA関連団体の会員で著作権者IDを保持する写真家が新たに提供した写真からなる。写真には題名や説明、著作権者名や撮影日時、場所などのデータも付属している。分野は社会や理科、国語、美術などの授業での利用を想定し、世界各国、日本各地、歴史的な事件、スポーツ、動物、植物などなど多岐にわたる。学校教育に携わる利用希望者が登録をすることで、このアーカイブ内の写真を授業で利用することができるようになる。

「JPCA教育利用写真アーカイブ」は約4万点程度のアーカイブを目指し、こんな分野のこんな写真を使いたいなど学校教育の現場からの具体的な要望を写真家に伝え、随時収蔵写真数を増やし、使いやすく役立つアーカイブを目標としている。

このアーカイブは、利用条件により無料で利用が可能となる場合があり、詳略についてはwebサイトでの公開を予定している。

JPCA教育利用写真アーカイブの写真を提供する方はこちら(著作権者IDが必要です) <https://bosshu.jpca.gr.jp>



※写真はイメージです



「インレー湖畔の家族」 / ミャンマー インレー湖 2014年

亀山 仁 / Hitoshi Kameyama

HJPI321110004382



写真集「追憶」より / 銀座線上野駅 / 1964年7月28日

松本仁成 / Jinsei Matsumoto

HJPI320610001070

著作権の学校教育(4): 実践的で役立つ著作権教育を

著作権教育は、ともすると著作権法の説明など、知識の習得に偏りがちだ。学生が興味を持って自らの問題として著作権を考えるようにするにはどうしたらよいのだろうか。山口大学と帝京大学で著作権などの知的財産の教育に携わってきた木村友久教授に実際例などを伺った。



木村友久氏

自分の好きな分野の著作権を考える

学生には著作権の基本の教科書を読んだ後は、自分の好きなジャンル、写真が好きだったら写真、音楽が好きだったら音楽の著作権を考えなさいと言います。私は写真が好きで、写真プリントの経験もあるので写真の話はできます。そこで学生に、カメラで写真を撮った時に著作物になるのはどのタイミングで、どのデータなのかと問いかけてみました。デジタルにしろ、フィルムにしろ、いろいろな処理を経て写真になるのですが、どの時点で写真の著作物となるのか、その時間軸は重要です。

いろいろな意見があがったのですが、最初にデータが記録される、そのタイミングなのだという意見が半分くらいでした。一方で、例えばプロの写真家がモデルなどを写した後でモデルの肌の状態によって吹き出物を消すなどの処理をします。したがってこれが完成品だと写真家が出したところがそうだ、という意見があって割れました。

こうなると一次著作物と二次著作物の関係、例えば映画は元のデータを後で変えたりしますが、同じように写真もデジタルデータを後で処理していくとなると、最終的な写真を一次著作物とみるのか二次著作物とみるのかという議論になります。どれが正しいかは単純には言えないと思います。状況によって考えればいいと思います。学生にはこういう議論をした後で、あなたが将来活躍する組織の中で問題が生じたとき、対処できるようにしなさいと言っています。



いい写真を見せて著作権保護を考えさせる

授業ではいろんな写真を見せます。先日、日本経済新聞に載った都内の路地裏の写真はぜひ学生に見せたいと思いました。なんでもない路地裏で、現場に行ったらこんな所かと思ひそうですが、光の具合とか構の落ち方とかが素晴らしいのです。学生にそれを見せて芸術性について議論させたいと思っています。行けばつまらないところかもしれないのに、その瞬間を切り取るというのは素晴らしいという話をしたいと思います。

いいものを見せると、学生は若い感性もあるのでグッとくるわけです。そうするとこれをどうやって守るかという話になります。そこが分かって、基本的なところを押さえておけば、フェイスブックなどのSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)にアップロードする際にも行動が変わってきます。

身近な話題を授業に取り入れる

授業ではスーパーのチラシも扱います。地元のスーパーのチラシを見せて、この中で権利処理が必要な写真はあるか、あるならどれか、どんな権利処理が必要かを訊きます。そしてこの授業を聞いたのだから、もし同じような問題に出会ったら君たちが対処しないといけないよと言います。

学生には、自分の写した写真に著作権があることを授業で必ず教えています。自分が撮影した写真と、証明写真機の写真やサルが撮影した写真*との違いなどを扱います。そのとき権利主体の話もします。証明写真機でも肌をきれいにするとか、目を大きくするとかができる

場合、誰が写真の権利者なのかということになります。プログラムを組んだ人なのか、著作物として認めていいのか、誰が創作性を持つのかまで突っ込みます。そうした議論の中で創作という行為の価値を学生に分かってもらおうとしています。

判例を通して著作権を考える

多くの大学では著作権は法律系の先生が教えるので、判例中心になります、その場合、スイカ写真事件**は扱っても、写真をそのまま複製して使用した事件、いわゆるデッドコピー事件はやらないですね。私は、判例では必ずつまらないデッドコピー事件もやるのです。写真の場合、裁判になるのはほとんどデッドコピー事件だからです。スイカ写真事件はまれな話です。あるデッドコピー事件では、ファッションショーの写真が問題になりましたが、その二つの写真を並べて見せて、なんでこんな問題が起きたかを考えてもらいました。片方は解像度が落ちているからとか、コピーしたほうが間違っているとか議論しました。その後、だから入口のところでちゃんと契約して約束する、メール1本でいいからやることを知らせて約束すればいいので、これからはそうやってくださいと言います。

実際に役立つ著作権教育の必要性

判例の話をする、学生が興味を持ってくれます。判例を理解するには、裁判官の立場になって考えることも大切です。私は、知財高裁の専門委員を務めています。そこで研修があることもあって、著作権裁判で裁判官が何を考えているのかが少しは分かるのです。やっぱり基本は、勸善懲悪ですね。悪いことをしたほうを負けさせる。理論だけでなく、裏の事情で判断が微妙に違うのです。そこらへんが分らなくて、この判決は間違いだとか指摘する人がいますが、そうではないと思うのです。何らかの事情があるので、裁判官はその調整をするのです。特に著作権の場合、そこが分かっていないとなぜそんな判決が出たのかが分からないのです。逆にそれが分かれば、著作権のことでトラブルになって相手方と交渉するとき、相手の思うことが分かって調整にもっていけば訴訟にならないわけです。

日本はこれからコンテンツ(著作物)を売っていくと

言っていますが、何かあったらどうということが法律上可能かということ判断できる人材を育てていく必要があると思います。そこら辺を含めて経営戦略として法律を使うことが大事です。著作権の場合、微妙なブレがあるのでそこを大学で教えるべきだと思います。法解釈があつて判例評釈があつてそこでお終いという授業が多いのですが、それだけでは使い物にならないと思います。たぶん著作権でも同じで、写真の著作物と絵画とか音楽とか、全部扱いが違います。同じ著作物であっても対象のジャンルによって裁判官の判断は違うのだから、それを前提にして議論しないといけないと思います。



*米国で、ある写真家のカメラを使ってサルが自撮りしたといわれる写真の著作権がサルにあるかどうか争われたが、著作権はサルではなく、サルの近くにカメラを置いた写真家にあるとされた。著作権の権利者となるのは自然人又は法人などの法律上人格のあるものとされ、動物の自撮り写真や監視カメラなどの機械が自動的に撮った写真には著作権がないとされる。

**被告写真家のスイカの写真が、原告写真家のスイカの写真に類似しており、著作権侵害だとして争われた事件。一審の東京地方裁判所では侵害が認められなかったが、控訴審の東京高等裁判所では侵害が認められた。参考文献：東京地判平成11年12月15日判時1699号145頁(第一審)、東京高判平成13年6月21日判時1765号96頁(控訴審)。

インタビュー：田井宏和／棚井文雄

まとめ：田井宏和

photo：加藤雅昭 HJPI320110001771

木村友久(きむら・ともひさ)

1978年早稲田大学法学部を卒業、宮崎相互銀行、宮崎県職員、県立延岡高校教諭、都城工業高専門教授を経て、2002年に山口大学教授。同大学では技術経営研究科、知的財産センター、国際総合科学部教授を歴任。2020年度より現職。2008年特許庁長官賞。著書に「知財教育の実践と理論」(共著、白桃書房、2013)などがある。



「昭和の花嫁」 / 群馬県桐生市梅田町 / 1961年(昭和36年)3月3日

斎藤利江 / Toshie Saito

HJPI320610000637



写真集「遠い記憶」より / 群馬県藤岡市立石 / 1977年(昭和52年)5月23日

志村 勉 / Tsutomu Shimura

HJPI320610001103

著作者と著作権者

著作者と著作権者と違いは何でしょうか？

一見すると「権」の一文字が違うだけのように見えますが、両者には大きな違いがあります。

著作者

著作権法第2条第2項では「著作者」を「著作物を創作する者をいう」と定義しています。具体的には写真や絵画、小説、音楽など思想や感情を表現するもの(著作物)を創作した人を「著作者」と呼びます。

著作権者

著作権(財産権)を保持している人や法人を「著作権者」といいます。著作物を創作した時点で創作者が著作者であり、著作権者となります。

ただ、財産権である著作権は相続したり譲渡したりすることが可能ですから、著作者と著作権者が一致しない場合もあります。

著作者の権利

著作者には、著作物を創作した時点で自動的に著作権(財産権)と著作者人格権が発生します。「著作物」を創作した人であれば老若男女、プロやアマチュアを問わず万人が創作時点で「著作者」となり、特段の届け出をすることなく著作権や著作者人格権を享有することができます。

ただし、法人等の発意に基づき業務に従事する者が職務上作成した著作物は、一定の要件を満たす場合には例外的に著作物の作成者個人ではなく、法人等が著作者になることがあります。これを職務著作といいます。

著作権(財産権)

著作権は本来、著作物の財産的価値を保護する権利と創作者の人格を保護する権利で成り立っていますが、単に「著作権」といえば、一般的には著作物の利用を許諾したり禁止したりできる財産的価値に関する権利を指すことが多く、著作者人格権と明確に区別するため、「著作権(財産権)」「著作財産権」と表記することがあります。この著作権(財産権)は相続したり、有償・無償を問わず譲渡したりすることも可能です。

著作者人格権

創作者を保護するための権利で、著作物を公表するか否か、氏名を表示するか否かを決定したり、むやみに改変されたりしない権利などが規定されています。著作者人格権は相続することも譲渡することもできません。

職務著作

著作権法では、一定の要件を満たす場合に限り、例外的に著作物の作成者ではない法人が著作者になることが認められています。一定の要件とは、法人等の発意に基づき、業務に従事する者が職務上作成するものであることが定められています。ただし、社員でないフリーの写真家が法人の指揮命令系統の下で撮影した写真が職務著作と判断された裁判例もありますので注意が必要です。(オートバイレース写真事件 平成20(ワ)52)

■安易な著作権譲渡は要注意!!

近年、一部の写真コンテストでは入賞・入選作品に留まらず応募作品全ての「著作権が主催者に帰属する」といった記述や、包括的に「著作者人格権の不行使」を求める記述が見受けられます。

著作権(財産権)は譲渡することが可能ですが、安易に譲渡してしまうと思わぬトラブルに発展したり損害を被ったりすることがあります。

著作権を譲渡してしまうと、著作者(撮影者)でありながら自分の作品を使えなくなるばかりか、使用する場合に使用料を求められたり、無断使用で損害賠償を請求されたりする可能性が生じます。また、著作者人格権の不行使を認めてしまうと、創作的意図とは異なる改変を施されても文句を言えないことになります。

JPCAでは「応募要項に関するガイドライン」を設け、フォトコンテスト主催者に対して改善を求めるなどの著作権啓発活動を続けています。

<https://jpca.gr.jp/release/release200807/>

記：加藤雅昭

QUESTION

「私的利用」と「公表」について

アマチュア写真家を対象にした写真クラブで講師をしています。そのクラブの会員が、私が自分のホームページに掲載している作品を無断でSNSのアイコンやヘッダーにしたり、パソコンの壁紙に使っているようなのです。著作権にも違反していると思うのですが、どのように説明したら良いでしょうか？

JPCAからの回答

ANSWER

講師の方の作品は、生徒さんにとって目標としている「模範」であったり、そのテクニックを習得しようと悪意なく利用しているケースが多いと考えられますので、この利用についてどのように判断すべきなのかお悩みのことと思います。

はじめに、パソコンなどの壁紙への利用についてですが、生徒さんが講師や他人の作品を許諾なく自分のパソコンの壁紙（デスクトップの背景画像）や、スマートフォンの待ち受け画像に利用することは「私的利用」の範囲を超えない場合に限り可能であると考えられます。

ただし、この画面（撮影者、著作権者の許諾なく利用した壁紙や待ち受け画像）を撮影して、SNSに投稿した場合には、広く一般に「公表」することとなり、作品を無断で利用したとして「著作権」侵害に問われることになり兼ねませんので注意が必要です。

SNSのアイコン（アカウント名と併せて表示されるような画像）やヘッダー（プロフィール画面の最上部などに表示される画像）への利用については、SNSへの投稿と同様に「公表」であり、「著作権」侵害と判断される可能性があります。また、アイコン、ヘッダーへの画像設定機能によりトリミングが行われたり、氏名表示部分が切り取られた場合には「著作者人格権」（同一性保持権と氏名表示権）の侵害にも問われることになるでしょう。更に、その画像に人物が写っていた場合には、いわゆる「肖像権」の侵害を犯してしまう可能性もあります。

アイコンやヘッダーへのお気に入り画像の設定により、個性を表現できることはSNSを利用する上での大きな魅力の一つだと思います。しかし、パソコンやスマートフォンの壁紙への「私的利用」と、その写真をSNSで利用、投稿する「公表」とは、基本的に大きな違いがあることを理解しておくことが重要となります。

記：棚井文雄

第42回SSP展「自然を楽しむ科学の眼2021-2022」

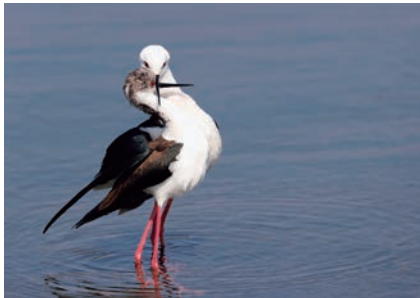
一般社団法人 日本自然科学写真協会
後援 環境省



秋山 実「硫黄華」



岸本 日出雄「ジュエリーアイス」



戸塚 学「ダンスの余韻」



横山 和男「ヒメマス遡上」

SSP (日本自然科学写真協会) 事務局 〒102-0076 東京都千代田区五番町5-6 ビラカーサ五番町208 TEL・FAX 03-3264-3383 E-mail:ssp@ssp-japan.org HP <https://www.ssp-japan.org>

富士フィルムフォトサロン

- 東京展 2021年5月21日(金)～5月27日(木)
- 札幌展 2021年6月11日(金)～6月16日(水)
- 大阪展 2021年6月25日(金)～7月1日(木)

- 新潟展 水の駅「ビュー福島潟」
2021年7月24日(土)～8月29日(日)

- 岡山展 岡山シティミュージアム
2021年9月11日(土)～10月21日(木)

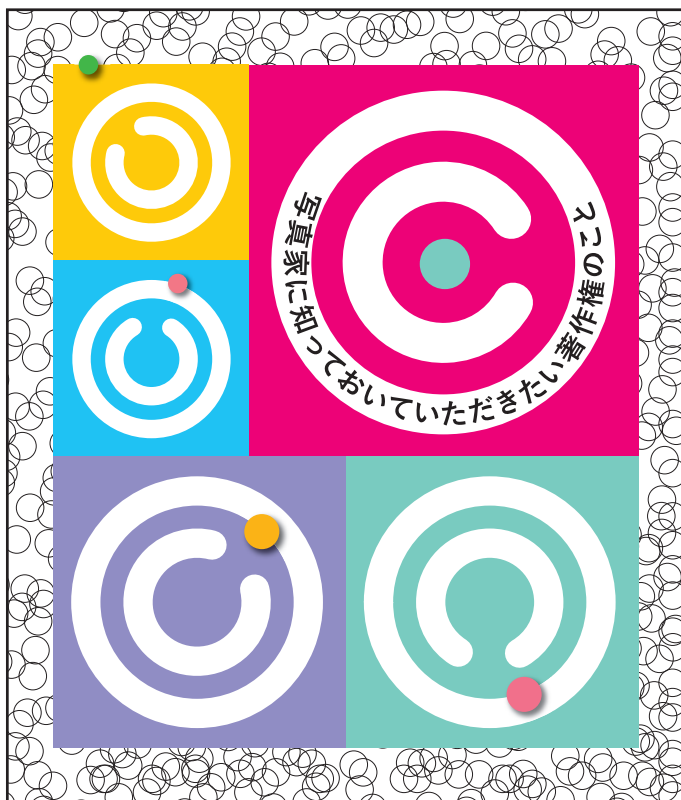
- 富山展 富山市科学博物館
2021年10月30日(土)～11月28日(日)

- 京都展 AMS写真館ギャラリー
2021年12月25日(金)～12月15日(水)

- 島根展 島根県立三瓶自然館サヒメル
2021年12月25日(土)～2022年1月30日(日)

- 広島展 5-Daysこども文化科学館
2022年2月11日(金)～3月13日(日)

- 宮崎展 宮崎県総合博物館
2022年4月29日(金)～6月12日(日)



あなたが写真を撮った瞬間に
写真の著作権はあなたの財産となります。
そのために何の登録も必要としません。
あなたの写真は
著作権というとても強い権利で
あなたの死後 70 年に渡って守られます。

写真著作権を大切に

一般社団法人 日本写真著作権協会

この広告は、公益社団法人日本複製権センターからの分配金による公益事業の一環として制作されています。



発行 一般社団法人日本写真著作権協会

発行人 田沼 武能

URL : <https://jpca.gr.jp>

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル403

TEL : 03-3221-6655 FAX : 03-6380-8233

表紙の写真 「勝利にむかって / パラスポーツ」

コメント：毎日繰り返される、汗と血のにじむようなトレーニング。鍛えあげられた肉体と筋肉の美、力強さと迫力に圧倒される。勝利に向かって秘めた精神力と闘志、限界への挑戦の姿にアスリートのドラマを感じ、そんな一瞬を捉えて。